

通告6番目、15番、増田浩二議員、発言席から一問一答方式で質問願います。

増田浩二議員。

○増田議員 15番、増田浩二。議長の許可を得ましたので一般質問を行います。

今回、質問については、台風21号の災害対応について、2点目として、上岩出保育所近くにある地藏池の葦の穂についての2点について、質問をさせていただきたいと思います。

まず、台風21号の点であります。実際、今回の台風、私も生まれて初めての経験ではないかなというぐらいの大型台風というような状況でございました。実際には、自分の家から出るにも出られないと。ただ、近所の関係なんかにおいても、カーポートなんかめくれ上がると。それが1メートル、1メートル半も吹き上げられるような状況で、いつ、それが近所に飛んでくるかわからないというような状況がある中で、そういう場も見ながら対応せざるを得ないというような状況でございました。皆さんに聞いても、本当に今回の台風は怖かったというような状況でございました。

また、私の近所の家の方なんかは、屋根が8割飛ばされた。そして、その屋根の木材ですね、大体3区画の部分で、3メートルぐらいの屋根の木材ですね、そういうものが私のお隣の家のカーポートの家まで飛んでくるというような状況もございました。約30メートル、40メートル、その家の飛ばされたところから離れていると、そういうところまで飛んでくるというような、本当に恐ろしい台風だったと本当に思うんです。

こんな点において、今回のこの台風21号の災害、これが実際には岩出市の中でどのような状況だったのかという、今回の台風21号における岩出市内の状況はどうだったのかという点、被害状況はどうだったのかという点、この点をまず最初にお聞きしたいと思います。

2点目として、給水対応というようなものなんかございました。市内放送で、夕方、高層マンションや、また地区のアパート関係のところなんか給水ができないという、こういう指摘を受けてのものだったと思いますが、市内放送では、この給水対応として、総合体育館で給水を行いますと、こういう市内放送もありました。

この点では、総合体育館1カ所、こういう状況としたのはどういう理由からなのかと。いろんな災害なんかにおいては給水マニュアル、こういうものもあると思いますが、岩出市では災害における給水マニュアル、この点ではどのようになっていたのかと。

また、翌日には公民館で給水の対応がされたというようなことも聞きますが、給水対応面での岩出市としての検証、また、今回の台風における課題面、こういう点については市当局としてどういうふうに捉まえたのかという点を2点目にお聞きしたいと思います。

3点目には、通告では避難勧告というふうにしたんですが、実際には、正確には、一次避難情報だったとのことでした。しかし、いずれにしても、市民に対して避難が必要なんだという、こういう情報が発信されました。こういう点において、今回の21号台風において、各避難所、幾つもあるんですが、この避難所における状況はどうだったのかという点、この点を3点目にお聞きしたいと思います。

また、4点目には、避難行動に対しての要支援者、この方たちが避難生活をするための、特に福祉避難所ですね、その対応面、こういう点が、今回の台風なんかではどうだったのかという点、お聞きをしたいというふうに思うんです。実際には、福祉避難所に対応するそういう方たちに対して指揮系統なんかはどういうふうにされて、職員の方が連絡要員なり、いろんなそういう方を移動させるための体制面、そういう点ではどうだったのかという点なんかも本当に大事なことだと思うんですが、最初には、各避難所でのそういった実態、こういうところなんかでは、市としてどのような対応されたのか。また、いろんな連絡要員の方なんかにはどのような形で対応されたのかという点、これをお聞きしたいと思います。

5点目には、各避難所における市の職員の方の配置の体制面、こういう点では、今回の台風の襲来に備えて、実際には何時間前に職員が配置をされたのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

6点目には、今回の台風における瓦れき処理、この点については、私、大きな教訓があったのではないかなというふうに思うんです。今回、市がとられた対応については、今回の台風における瓦れき処理、これは産廃業者に処理をしてほしいという、そういう産業廃棄物扱いであるということを市の対応はとられました。

しかし、実際には市民の皆さんは、地震や台風、こういうようなときなんかは市が処理回収してくれるものだというふうに多くの方がやっぱり思っていたと思うんです。この点では、今回の場合、市の対応と市民の皆さんの考え方、この考え方の違いというものが本当に浮き彫りになったと私は思います。

実際には、産業廃棄物扱いというのであれば、実際、今回の場合は個人責任で回収されたという形になっています。しかし、自然災害による、こういう瓦れきについては、今回のようなこういうような部分であったとしても、個人責任で回収しな

さいというのが、今回とられた市の対応だったと私は本当に思うんです。

この点から考えると、少なくともこうした対応のあり方については、当初の対応であったとしたとしても、市として、今回の瓦れきの場合については、産業廃棄物の業者、こういう方に処理をしてくださいと。また、処理についてはこういうような業者さんがありますよということ、少なくとも行うわけではなかったと思いますが、実際には、先ほど玉田議員の質問の中で、この対応については、今後、やはり今回のような対応というのはどうなのかという点から見ても、市として、仮置き場ですね、今後は、仮置き場等で市が直接回収するというようなことを答弁が実際にはされました。

その点においては、今後こうした瓦れき処理の対応なんかについても、改めて、市民の皆さんなんか、どうあるべきかということなんかを市の広報等で取り扱い方法なんかを改めて周知を行っていく、こういう必要があるんじゃないかと考えます。

実際には、今後、こうした瓦れき処理に関して、市として、今どのように考えておられるのか、また、今後の対応についてどうしていくのかという点、この点についてお聞きをしたいと思います。

最後に、岩出市としても、今度、防災訓練というものが、10月の28日に防災訓練、これが行われます。今回のこの台風があったことによって、私は、岩出市としても幾つもの今後に生かす教訓があったのではないかとというふうに考えます。

岩出市として、今回のこの台風の件について、今後の10月28日の防災訓練には、どのような点を生かしていこうと考えているのか、このことを最後にお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 増田議員ご質問の1番目、台風21号の災害対応について、お答えいたします。

1点目の台風21号における岩出市内の状況はについてでございますが、9月4日火曜日の台風の接近に伴う暴風雨により、倒木や電線切断による道路の通行どめが5件、また市内の多数の地域において停電が発生しました。そのほか屋根瓦の破損等に伴う罹災証明書の交付申請が9月13日時点で103件ございます。

次に、3点目の避難準備情報が出されたが、各避難所での実態状況は、についてでございますが、9月4日の午前7時に台風接近による警戒態勢のため、避難準備、

高齢者等避難開始を発令し、市内9カ所に避難所を開設いたしました。

避難者数については、最大で総合保健福祉センター75名、総合体育館28名、岩出地区公民館25名、山崎地区公民館8名、根来地区公民館7名、上岩出地区公民館15名、紀泉台地区公民館6名、桜台地区公民館3名、サンホール5名、計172名となっております。

次に、5点目の各避難所における市職員の配置体制面では、台風襲来に備え、何時間前に配置されたのかについて、お答えします。

台風接近に伴う大雨暴風雨警報が9月4日火曜日、午前4時8分に発令されたことに伴い、職員の配備体制を発令し、参集を開始しました。午前4時30分から順次配備についております。各避難所には、原則1名の職員を配置し、夜間は原則2名の職員を配置しております。

次に、7点目の10月28日に防災訓練がありますが、今回の台風における教訓として、どのような点を生かしていこうと考えているのかについてでございます。

10月28日日曜日、午前9時の市内放送を合図に、市内各小学校及び船山地区公民館において、南海トラフを震源とする巨大地震が発生したとの想定で、岩出市地域防災訓練をいたします。

市政懇談会で市長が申してきましたように、初動体制の確立が最も重要と考えており、各自治会等で定める一次避難所に一旦避難して、安否確認をし、訓練会場へ参集していただくこととしております。

また、市民、区自治会、自主防災組織及び行政機関等の連携、また自分や家族の命はみずから守る自助と、地域で助け合い、支え合う共助を主体に実施する場として訓練を実施いたします。

また、災害時においては、避難情報等の伝達が重要な事項の1つであり、本年度は緊急速報メール及びエリアメールの配信訓練を新たに実施いたします。

○吉本議長 上下水道局長。

○濱田上下水道局長 増田議員ご質問の1番目の2点目、給水対応として総合体育館で給水されたが、災害における給水マニュアル体制ではどのようになっているのか、また、翌日に公民館で給水対応されたと聞くが、給水対応での検証と課題面はどう捉まえたのかについて、お答えいたします。

上下水道局では、水道施設危機管理対策マニュアルを策定しており、応急給水につきましても、災害発生による断水状況を調査して、応急給水体制、応援依頼の規模などを設定し、水道施設の稼働状況、配水池等における飲料水の確保状況などを

踏まえ、運搬給水、拠点給水、仮設給水から、当該地区に適切な給水方式を採用して実施することとしております。

今回の台風21号による停電は、浄水場では第二浄水場、第三浄水場、中島水源地で発生したため、自家発電機による運転を実施しました。

また、中継ポンプ所では、3カ所のポンプ所で、各配水池の水量を確認しながらの作業となったため、手動運転を実施し、通常どおりの給水を行いましたので、市が管理する水道施設での断水はしていません。

しかし、一部地域のマンションなどの集合住宅において、建物所有者が管理するポンプの停電により、各戸への給水ができなかったものです。この対応として、当初、公民館を給水拠点とする予定でありましたが、停電で使用できない公民館があり、市の中心部で停電が発生していない安全な総合体育館を拠点として給水活動を行いました。

翌日は、停電していた公民館の復電を確認の上、午前9時から午後6時まで、各地区公民館を拠点として給水を行いました。

今回、広範囲に停電がありましたが、各施設の適切な運転操作により、安定的に給水することができ、問題はなかったと考えております。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員ご質問の1番目の4点目と6点目について、通告に従い、お答えいたします。

まず4点目、福祉避難所への対応についてでございます。福祉避難所は、高齢者や障害者等のように、避難所生活において特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所ではありますが、災害の状況により必要に応じて開設される二次的避難所であり、発災当初から直ちに開設するものではありません。今回の台風において、福祉避難所は開設してございません。

続きまして、6点目の瓦れき処理について、お答えをいたします。

先般、関西地方を通過した台風21号による暴風で、建物等の一部損壊あるいは屋根瓦やトタンなどの工作物が飛散したことにより、市内各地でさまざまな廃棄物が発生いたしました。特に今回は暴風を伴ったことにより、多くの瓦れき類が発生し、市民から処理方法について多数の問い合わせがございました。

本市では、全戸配布しておりますごみ分別冊子「ごみの分け方・出し方」による受け入れを行い、問い合わせがあった場合には、瓦、コンクリート類の瓦れき類については適正処理困難廃棄物回収の機会を、それ以外の廃棄物についてはクリーン

センターへの持ち込みや粗大ごみ収集による処分をお伝えさせていただきました。

なお、産業廃棄物収集運搬許可業者については、許可権者が県知事であり、市内外にかかわらず県下全域で事業活動が可能であることから、市内事業者だけの情報提供は行っておりません。

今後は、災害によって発生した廃棄物の処理方法について、市ウェブサイトの内容を拡充する等、改めて市民への周知に努めてまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 瓦れきの処理の問題なんですが、先ほども言ったんですが、玉田議員の中で、やっぱり仮置き場なんかもつくって対応していくという、そういうことは、要するに、行政の責任でこれは撤去していくんだということだと思うんですね。

しかし、今回の場合、個人で回収されている方なんかもたくさんあると思うんですね。その方は業者なんかにお金を払って回収してもらっているという対応になると思うんです。そういう点では、やはりそういう個人負担をされている方について、実際にはこの処理費用の補助していくと。やはりそういう生活していく中の大変な中で、実際には行政の対応の面から見ても、そういう個人負担は、やっぱり各家庭には負担になっていると思うんです。

そういう点では、自己処理というんですか、自己責任で処理をされている方について補助していく、そういうような考えは、市として持っておられるんでしょうか。

それと、2点目に、今も災害の被害言われました。少なくとも103件、罹災証明というのが出されたという、こういうことです。実際には、今も数々の地域で、屋根を飛ばされた方や壁を壊された方とか、またカーポートなんかも大きな被害を受けている、そういう実態もある中で、ブルーシートがやっぱりかぶされているんですね。このブルーシートについては、岸和田市や、また海南市なんかでも、こうした被害に遭われた方に、こういうブルーシートが配布をされてきています。

しかし、岩出市ではこういう取り組みというのはされていないんですが、こういう他の自治体のように、岩出市として、こういうブルーシートを災害が起きたときに配布していく、こういう考えは岩出市としてはないんでしょうか。この点について、2点目としてお聞きをしたいと思います。

それと、避難情報、朝の4時何分に発令されと。4時半には各公民館なんかに職員が配置をされたということなんですが、こうした配置された職員というのは、前日からこの庁舎におられて、そういう情報が発信されたと同時に、こういう公民館

なんかに行かれたんでしょうか。この点を改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、福祉避難所関係の対応については、今回の台風については、そういう対応はとっていないんだという、そういう答弁でございました。しかし、そもそもこの福祉避難所への避難、こういうことなんかも、本来、移動手段、そういうところに移りたいんだという方なんかも含めて、やっぱり市の対応としては求められたんではないかというふうに思うんです。

先ほどからの台風関係の部分については、避難行動の要支援者、これについては少なくとも377名、この方たちは、こういう福祉避難所に、危ないから移動しませんか、こういう対応なんかがやっぱり私は求められたんではないかというふうに本当に思うんです。この点では、市の当局として、今回のこういう台風関係において、この避難行動要支援者、この方については、なぜ福祉避難所への移動体制というんですか、そういう支援要請ということなんかがされなかったのか、この点をお聞きしたいと思います。

今の点とも若干絡むんですが、この避難所関係なんかについての部分なんかにおいては、岩出市なんかでも自主防災組織、こういうものが今構成されてきています。実際には、こういう自主防災組織、こういう方たちなんかについては、一次避難であれ、避難勧告であれ、避難指示であれ、実際にはそういう方たちの協力なしには、そういういろんな問題については、やっぱり解決できない大きな問題があると思うし、大きな力になると思うんですね。

今回の場合、こういう自主防災組織との関係でいうと、どのような自主防災組織をつくっている、そういう団体については、どういう行動がとられたのか。また、どういう点で問題があったのかなというような検証ですね、こういう部分なんかについては、市としてはどのように考えておられるのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、災害に当たって発生した廃棄物の処理に関する個人への助成を考えないのかという主旨であったかと思います。

今回、市民から廃棄物処理に関してさまざまな問い合わせをいただきました。玉

田議員のご質問にもお答えいたしました。これらの問い合わせ内容を検証いたしまして、災害対策部局と情報を共有し、例えば、区自治会等にご協力をいただいて、仮置き場を設けて、そこへ集積された廃棄物について、市による直接的な回収を実施するなど、災害の種類、規模あるいは市内の被災状況などにより、今後、廃棄物処理の体制や仕組み等について検討してまいりたいと考えておりますが、議員がおっしゃられた個人への助成については考えておりません。

それから、避難行動、福祉避難所に関する再質問でございます。

先ほど申し上げましたように、福祉避難所は、特別な配慮を要する方々のために開設する二次的な避難所という位置づけになっております。先ほど、377名の方についてということと言及がありましたが、この377名の方は、災害時すぐ支援をしてほしい、こういう方がいてるというのを事前から警察あるいは救急のほうで把握してほしい。そのために事前に自分の個人情報をそういう関係機関へ届けてもよいと同意した方々の数でございます。ですので、この377名の方イコール、この方々が福祉避難所へ避難する対象となる方ということではありません。

それから、先ほどの再質問の内容ですと、福祉避難所へなぜ移送しなかったのかというような内容でお聞きされたと思います。福祉避難所は、今回開設しておりませんので、福祉避難所へは当然移送はしていないというところでございます。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目、ブルーシート配布の件でございますが、岩出市としましては、現在、ブルーシートの配布ということは考えてございません。

次に、職員の配備体制の、前日から現場におられたのかというふうなご質問だったかと思うんですが、職員の配備体制、これは各班体制をとっております。台風の前日に、既に気象情報等で大体来る時間が予測されておりますので、それは全職員に伝えております。それで、班体制当たっている方は、事前の心構えはできていると思います。ただ、招集は大雨・暴風警報が発令されてから、それから一旦市役所の総務課まで来ていただいて、その後、各避難所等へ行っていただくと、そういう形をとってございます。

それと、自主防災組織の人について、これも対応、どういうふうな対応がとられたのかというふうなご質問であったかと思っております。

今回、自主防災組織の方に、特に依頼はしておりませんが、今後、いろいろな災害が起こった場合の連携等とかは検討をしてまいります。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 個人処理された方についての補助はやらないんだという、この点では非常に残念かなというふうに思うんです。瓦れき処理についても、結構処理なんかに費用かかると思うんですね。そういう点では、私はやっぱり個人処理されている方については、市として温かい考え方を持って対処すべきではないかなというふうに思います。市として補助はする気がないと言明されているので、その理由は何かというのは、もう改めて聞きませんが、非常に残念な点があるというふうに思います。

それと、ブルーシートの件なんですけど、これは改めて市長にもお伺いをしたいと思うんです。多くの自治体で、こうした被災者に寄り添う無料のブルーシートの配布、こういうものがされています。そういう点では、岩出市の市長として、今後こういうブルーシートの配布というような点なんかについての基本的な考え方、市長としての考え方、この点について、改めてお聞きをしたいというふうに思います。

それと、福祉避難所という部分については、今回、福祉避難所対応についてはとっていないんだという答弁でした。しかし、実際には、一次避難情報だからとらなかったのか。これがもし避難勧告、避難指示というような状況だったとしたら、市として、当然そういうような対応というのはとっておくべきものではないかというふうにも思いますし、そういう点においては、今後に生かしていく、そういうような点が、いろんな面が、私はあつたのではないかなというふうにも思うんです。

そういう点では、改めてお聞きをしたいと思うんですが、今回は残念ながらとられなかったと、そういう対応をとられなかったというんだけど、こういう福祉避難所に対して、対応していくという面においては、これを支援者、こういう方たちに対して、実際には自治会や自主防災組織、民生委員さんや児童委員さん、地区の福祉委員、社会福祉協議会、消防というようなこういう人の協力を得なければ、当然ならないというふうに思うんです。

そういう点においては、連絡網というのが、実際には市の職員から発信されると思うんですが、岩出市においては、こういう福祉避難所対応の場合、それをとる場合、連絡網というのは、例えば、市の職員が何人かの方に連絡をとったら、その連絡を受けた方が、また次の方に連絡をとっていくというような対応で、福祉避難所なんかに移動していく対応をとっているのか。マニュアル的には、実際にはどういうふうになっているのか。そして、また市として、いろんな面として、今回の台風

なんかについては、教訓というものがやっぱりあったと思うんですね。そういう点においては、市の対応として、今後課題となるようなものがあったのかなかったのかという点、この点を再度お聞きをしたいというふうに思います。

もう1点は、避難された方、一次避難で避難された方が172名ということをおっしゃいました。そして、避難の場所については、9カ所ということで場所を聞いたんですが、この岩出市のホームページから引いた部分では、一次避難所、この部分については風水害時の避難所として、岩出地区公民館、山崎地区公民館、根来地区公民館、上岩出地区公民館、紀泉台地区公民館、桜台地区公民館、岩出地区コミュニティセンター、上岩出地区コミュニティセンター、サンホール、この9カ所が載っています。

それ以外に、今説明があった中では、あいあいセンターで75名の方が来られたと。岩出市の総合体育館、ここには28名の方が来られたという形になっていると思うんです。そういう点でいうと、市として、一次避難所で9カ所されている。それにプラス総合体育館とあいあいセンターが入っていますので、11カ所なんですね。だから、そういう点では、今回の場合、9カ所と言われたんだけど、11カ所に避難場所が開設されたというふうに考えていいんでしょうか。

また、当然、その11カ所に職員なんかも配置されなきゃいけない状況ではなかったのかというふうには思うんですが、この点で、市が今言われた9カ所の中で、どこが抜けているのか。このコミュニティセンター2カ所が抜けているのか、その辺、ちょっと改めてお聞きをしたいというふうに思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 増田議員の再々質問にお答えします。

いろいろ言われたんですけど、あとのことはよくわかりませんので、まずブルーシート無料配布、考えてございません。

○吉本議長 生活福祉部長。

○山本生活福祉部長 増田議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、災害での廃棄物に係る個人への助成を考えていないというのは残念だということでございました。我々としましては、今回の状況を検証して、先ほども申し上げましたように、被災状況などにより、廃棄物処理の体制や仕組みを工夫して検討していくとお答えをさせていただきました。これによりまして、災害廃棄物が発生した市民の方に対する利便性を上げていくということをやっつけようと考えてお

りますが、それに関して残念と言われたのは、非常に残念でございます。

それから、続きましては、福祉避難所を開設するのに、避難勧告とか指示というふうになってきたら開設せなあかんのではないかという主旨であったかと思えます。先ほど申し上げましたように、福祉避難所と申しますのは、いわゆる二次的な避難所ということになります。まず、一次避難所へ避難していただいた中で、その避難の期間がどれぐらいになるのか、あるいはこの福祉避難所へ行かれる対象者がどれぐらい出られているのか、そういうのを見ながら、災害対策本部において、福祉避難所の開設を判断していくということになろうかと思えます。

それから、福祉避難所を開設した場合の連絡体制はどのようなかというところです。基本的に、今申し上げましたように、皆さん、一次避難所、各避難所へ避難をされている状況で、福祉避難所を開設するということになります。ですので、各避難所を通じて周知するということが基本になろうかと考えております。

それから、今回についての福祉避難所の保護の災害時要援護者支援に関する課題はどうかというところでございます。防災対策に関しましては、自助、共助、公助、これらの連携、重要です。大規模な災害におきましては、公助としての消防、警察等の活動のみならず、共助として地域住民が助け合う、これが重要となってきます。そのことから、避難行動要支援者の名簿の整備あるいはこれらの方々を支援する方をふやしていこうと、この辺について、これから進めていかなければならないと考えております。

○吉本議長 総務部長。

○大平総務部長 増田議員の再々質問について、お答えいたします。

今回は避難準備ということでの自主避難所としての開設を9カ所行ったところで、マニュアル等にある一次避難所ということではなく、自主避難所ということで、各地区で避難できるようにということで、9カ所を選定して、避難所を開設いたしました。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の1番目の質問を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後3時から再開いたします。

休憩 (14時45分)

再開 (15時00分)

○吉本議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

続きまして、2番目の質問を増田浩二議員、お願いいたします。

○増田議員 2点目の質問に移りたいと思います。

2点目は、地蔵池の葦の穂についてであります。

現在、地蔵池の池全体にまで葦が生い茂ってきて、その穂が周辺に飛び散って大きな被害が出ているんだという声も聞いています。以前にもこの地蔵池の問題というのも取り上げましたが、そのときの答弁なんかでは、水利権者とこの池の保全という点の部分で、今、いろいろと難しい側面もあるんだと。今、随時続行して協議をしているので、もう少し時間なんかも欲しいんだと。実際には、行政としても水利権者と話し合いが行われてきているということで対応がされてきています。

しかし、以前にも取り上げてから、もう何年にもなるんですが、その後、一向に改善されないという状況が続いてきています。以前は、池の中心部分なんかには水面なんかがまだ見えていたという、そういう状況だったんですが、今の現状は、水面が見えるどころか、地蔵池全体に葦が覆い尽くしてきている、こういうような状況になってきています。

この点においては、解決策をどのようにとろうとしているんでしょうか。

2点目には、この問題を解決していくに当たって、じゃあ、何が障壁となっているのか、何が実際には問題としてなっているのかという点、この点を明らかにしていただきたいと思うんです。実際に、その池の所有者、地権者、この方たちがなぜ改善の取り組みがされないのか。市として、改善がされないことに対して、どのような対応や話し合い、これをされてきたのか。この間の市の取り組みの内容、また、状況についてお聞きをしたいと思います。

3点目には、この地蔵池そのもの自身について、市としても、もう少し地権者に協力をいただく、こういうことなんかも含めて解決していくということも大事ではないかなと、一考ではないかなというふうに思うんです。現実には、この間、上岩出保育所の駐車場として、一部埋め立てを行って、そして、この地蔵池の活用としても、市として、この間、対応がとられてきました。改めて、市として、この池の全面的な活用という部分なんかも含めて、今の現状ではなしに、そういう新たな活用方法、こういう部分なんかも提示をして、この問題を解決していくということも考えていってはどうかというふうに思うんです。この点について、市の考えなんかも改めてお聞きをしたいと思います。

そして、4点目に、ちょっとかぶるところがあるんですが、実際には、この池そのもののこの問題、今の現状、ほっておいてはいけないと、やっぱり思うんですね。

このままだったら、未来永劫、今のような状況、続いていくんではないかというふうにも危惧するところがあります。

実際には、この池全体を覆っている葦の撤去の対策、この撤去対策についての対応というのが、本当に早急に求められています。今後の対応、この点については、市としてどのようにされていくのか、この点をお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員ご質問の2番目、地蔵池の葦の穂について、通告に従い、一括してお答えいたします。

地蔵池の所有者は岩出市で、管理者は地蔵池水利組合となっています。したがって、池の維持管理、池に繁茂している葦の撤去対策につきましても、地蔵池水利組合が行うこととなります。

従来から地蔵池の堤防の脱草、除草は、水利組合で年2回実施していますが、貯水面は実施していないため、穂が周辺に飛散し、被害が出ていました。市としては、再三対策を行うよう要請していましたが、池の貯留部分で刈ることが困難であるとの理由で実施されないことから、平成28年4月21日には文書にて指導したところであります。また、平成28年12月27日に市政懇談会におけるご意見、ご要望について、地蔵池水利組合長に対して除草してもらうよう強くお願いしております。

さらに改善されないことから、平成29年2月27日に、市役所において、水利組合に対して水利権等の放棄についても話し合いを持ちましたが、水利権者4名のうち1名が反対であるため、結論には至っていないのが現状であります。

現在、地蔵池を活用する考えはありませんが、今後も引き続き水利権の一部放棄も含めて、雑草を除草してもらえるよう強く要請してまいります。

○吉本議長 再質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 この間、何回も答弁いただいているんですが、要するに刈るのが困難なんだという理由だけなんですね。実際には、この水利権者、水利組合の方に対して、なぜもう少し、刈ってください、お願いしますという対応ではなしに、刈りなさいと。例えば、難しいのであれば、刈っていくためにはどうすればいいのかと。実際にはそういう対応を要請するだけじゃなしに、やはりもっと私は市が強くなるべきではないのかなというふうにやっぱり思うんです。

現実的には、刈られないと。刈れないのであれば、実際、岩出市が、要するに代

理執行しますよと。そのかわり、あなた方にその部分については請求をしますよという形のことなんかも考えていってはどうかと思うんです。現実には、例えば、雑草ですね、空き地なんかの雑草、こういう部分なんかが生い茂っている。そういう部分なんかにおいては、いろんな問題が出てくるやないかと。虫の問題が出てくるやないか、虫が沸いたりとか、いろんな問題が出てくると。だから、市がかわって、そういうことを草を刈って、そのかわり料金についてはあなた方に請求しますよ。こういうことについては、市としてはとられているんですね。

だから、こういう点も含めて、この池の部分についても、そういうような対応ということなんかも、市としては考えてはどうかというふうに思うんですが、市がかわって、こういう代理執行をやって、その費用については請求します。こういうことなんかも市としては考えたこともないのか、この点について、改めてお聞きをしたいというふうにも思います。

もう1点は、新たな活用方法ですね。活用方法については考えていないということなんですが、この点については、池の所有権は市にあるんだというふうなことを言われてたんで、その辺のところについては、市としても、今のところは考えつかないということなのか、今後こういうような有効活用、こういうことなんかも改めて考えていくということなんかは考えていないんでしょうか。この2点についてお聞きをしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再質問にお答えします。

刈るためにどうすればよいのか、代執行も含めて強く対応してはどうかというご要望について、お答えいたします。

市としましても、強く要望しているところでございます。ですので、先ほどご答弁させてもらいましたように、水利権の放棄も含めて話し合いをしてございます。ここには1回という表示をさせてもらっているんですけども、その後もさせていただいているんですけども、水利権者のほうから過大な補償とか、そういうことも言われている現状であります。

それで、代執行のほうについてはまだ考えてございませんけども、なぜ刈らないかということをお問いただしたところ、ヘドロが腰付近までたまっているとか、池の北側から流入が多いんで入ってくるであるとか、家庭排水が入ってくるとか、そういう理由で実現に至っていない状態になるんですけども、他の方法も考えて、これか

ら強く要望してまいりたいと考えています。

それから、活用方法についてですけれども、以前、平成10年には、上岩出保育所の駐車場がないということで、過去で水利組合と保証契約を締結しているんですけども、現在のところ、そういう池を活用した考え方は持ってございません。

○吉本議長 再々質問を許します。

増田浩二議員。

○増田議員 今、部長のほうから水利組合の方から過大な補償を要求されたというようなことが言われたんですが、要求された過大な補償というのは、どういうことを要求されたんでしょうか。その中身について、どういうふうな過大な補償という部分の中身、この点についてはどういうものだったのかという点、この点だけ最後にお聞きしたいと思います。

○吉本議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 増田議員の再々質問について、お答えします。

どういう過大な補償かということなんですけれども、現在、4名の地権者がおるんですけども、もちろん水田をお持ちになっています。それで畑作もやってございます。池がなくなったら田んぼができない、畑作もできない。それで貯水池というか、そういうのをつくってもらえたらお受けしますよという、そういう案件でございます。

○吉本議長 これで、増田浩二議員の2番目の質問を終わります。

以上で、増田浩二議員の一般質問を終わります。